

平成 27 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

第 1. 総 論

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、わが国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきたところであります。

その一方で、急速な高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術の高度化などに伴い、医療費は依然として高い水準で推移しています。加えて、退職者や低所得者層の増加などにより、財政基盤の脆弱性と相俟って、地域経済の停滞による国保被保険者の負担能力の低下等により国保財政は依然として厳しい状況にあります。

政府の「社会保障制度改革推進本部」は、国保の財政基盤を強化するため平成 27 年度から保険者支援制度の拡充として約 1,700 億円を投入することや、平成 29 年度には高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い不要となる国費のうち約 1,700 億円を優先的に活用することとされました。また、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保すること等、国保運営について中心的な役割を担うことなどの国保安定化策を決定し、本年の通常国会に所要の法案を提出することとしました。

また、厚生労働省は規制改革会議健康・医療ワーキンググループ（WG）で、保険者によるレセプト事前点検素案の提示（12 月 5 日）やオンラインによる資格確認（マイナンバー制度）において新設予定の資格確認サービス機関を「支払基金と連合会で想定」としており、今後の検討過程では、支払基金が有力とも言われており、競争・競合原理の中で連合会組織のスキルアップが問われています。

国民健康保険中央会は、「住民が健やかに暮らせる地域づくりを積極的に取り組む等を柱とした事業」として、健診、医療、介護等のデータを利用し、地域の健康課題を明らかにするため「国保データベースシステム」を構築し、国保保険者が行うヘルスアップ事業及びデータヘルス計画策定に向けて積極的に支援する「保健事業支援・評価委員会」が全連合会で設置されています。

京都府においては、ナショナルミニマムの確保の観点から、市町村国保への国費投入の更なる充実を求めるとともに、市町村国保の

財政運営の広域化により財政の安定化と公平性の確保等を図るため「京都府国民健康保険広域化等支援方針」を策定し、その方針を実現していくために協議会・推進会議・部会を設置し協議、調整等が行われています。

本会は、主要業務である診療報酬及び柔道整復療養費審査支払業務の充実強化に努め、医療費適正化対策、保険者レセプト点検支援、第三者行為損害賠償求償事務及び保健事業の推進等、保険者支援の充実に取り組むとともに、後期高齢者医療制度の審査支払業務及び受託事務、特定健診・特定保健指導等の費用決済並びにデータ管理、高額医療・高額介護合算算定業務、出産育児一時金直接支払業務、各種予防ワクチンの接種料審査支払業務、各種検診等費用請求支払業務などを行ってまいります。

また、介護保険給付費審査支払業務、障害者総合支援給付費支払業務の円滑な運営に努め、介護給付適正化に向けた縦覧点検と医療・介護の給付調整事務を行うとともに、保険料（税）の年金からの特別徴収経由事務等を引き続き行います。

平成 30 年度の市町村国保の都道府県化に向けては、連合会への影響や京都府・市町村との連携など、様々な角度で調査分析するため体制整備し、保険者に対する支援体制の充実強化を図っていきます。

一方、新たな「中期経営計画」の策定は、国保制度改革の動向を見据え今後検討していきます。

競争・競争原理の中にあって、保険者が安心して連合会に審査支払業務やデータ管理業務を委託していただけるよう、職員研修の充実強化で連合会組織のスキルアップをめざします。

連合会に提供される個人情報及び保有する個人情報につきましては、個人情報の保護に関する規則に則り適正に取り扱い、個人の権利利益の保護の徹底を図ります。

資金の管理運用については、規定に基づき安全かつ確実に管理いたします。また、外部監査及び内部自主点検の徹底を図るとともに、連合会財政について低金利施策と保険者財政の厳しい状況下、極力経常経費の節減に努力し、効率的かつ適正な予算執行に努めます。

第2 事業の概要

1. 会務運営に関すること

- (1) 連合会全般にわたる運営方針など審議するための総会の開催
- (2) 事業運営の方策、執行等について審議するため理事会等の開催
- (3) 決算状況、財産管理等の審議のため監事会の開催

2. 医療保険制度等への対応

国民健康保険事業の安定的な運営のため、国保財政基盤の充実強化や制度の改善に積極的に取り組みます。

- (1) 「京都府国民健康保険広域化等支援方針」における市町村の取り組みへの支援
- (2) 新国保制度担当職員を配置し、調査分析
- (3) 円滑な国民健康保険事業を推進するため、国及び京都府に対する補助金の助成要望
- (4) 国保制度改善強化全国大会への参加及び助成
- (5) 「新国保3%推進運動」の展開
- (6) 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」の推進

3. ITを活用した業務の効率化の推進

高度情報化社会の進展や情報処理の高度化に対応するためIT化を推進し、国保総合システムによる保険者とのネットワークを介した業務の充実を図ります。また、増大する業務量の対応、適正かつ効率的な事務処理に努め、保険者にとって有益なシステムとなるよう推進します。

- (1) 国保総合システムの安定稼働
- (2) 次期国保総合システム構築に向けた総合的な調査・研究

- (3) 国保連合会・保険者ネットワーク及び国保連医療保険ネットワークを活用した業務の充実及び業務効率化に向けた調査・研究
- (4) 保険者コミュニケーションシステム（保険者メール）におけるファイル転送機能の実装による利便性の向上
- (5) 保険者ネットワークセキュリティ対策の充実
- (6) 電子レセプト請求の推進
- (7) 国保データベース（KDB）システムの円滑な運用
- (8) 個人情報保護委員会の開催

4. 保健事業の推進

国保法に基づき、予防・健康管理、医療情報の電子化・利活用を推進し、国民の健康寿命の延伸につなげるよう、地域の医療費や健康課題を把握する情報を提供し、保険者が実施する保健事業を支援します。

また、保健事業の支援にあたっては、保険者ニーズを把握し、保険者支援の充実に努めます。

- (1) 国保ヘルスアップ事業、データヘルス計画の策定及び個別保健事業に対する支援
- (2) 国保データベース（KDB）システムのデータの利活用及び生活習慣病予防対策等への支援
- (3) 医療費分析資料・医療情報等の提供
- (4) 保健事業推進研修会・国保データベース（KDB）システム説明会の開催
- (5) 健康づくり教室、各種イベントの支援
- (6) 健康機器・視聴覚教材等の貸出及び健康づくり啓発媒体の作成・配布
- (7) 特定健診等データ管理システムによる円滑な業務運営の支援
- (8) 「特定健診・特定保健指導法定報告結果」（冊子）の作成
- (9) 特定健診・特定保健指導従事者研修会の実施
- (10) 健康総合対策事業委員会の開催
- (11) 京都府市町村保健師協議会の運営支援
- (12) 京都府在宅保健師の会の運営支援

(13) 第32回「健康なまちづくり」シンポジウム（国保中央会主催）への参加及び助成

5. 診療報酬等審査支払事務の充実・強化

入院等高点数レセプトの増加及び複雑化するレセプト審査については、統一基準に基づいた適正な審査を行うため、合同審査委員会等を通じて統一を図り、重点審査を強化します。また、画一的・傾向的な請求の保険医療機関等に対して、必要に応じて文書注意及び面談等を行います。審査委員が医学的内容に係る審査に専念できる審査体制をつくるため、専門知識の習得研修や資格取得など、審査担当職員の資質向上に努めます。再審査の申し出に対しては適正かつ迅速に処理を行うとともに、再審査結果の分析を行い、一次審査に反映させるなど審査の充実を図ります。

柔道整復療養費審査委員会については、疑義傾向のある施術所に対して文書注意及び面談等を行い、審査の充実を図ります。

本年度は審査委員の改選期にあたるため、委員の推薦については、関係団体と十分な協議を行います。

(1) 診療報酬等審査委員会における審査の充実強化

- ①審査委員会の開催
- ②審査専門部会の開催
- ③再審査部会の開催
- ④審査委員会医科連絡会・審査委員会歯科協議会の開催
- ⑤合同審査委員会の開催
- ⑥常務処理審査委員会の開催
- ⑦審査委員会予備日（土・日曜日）の開催
- ⑧超高額レセプトの審査（国保中央会委託）
- ⑨柔道整復療養費審査委員会の開催

(2) 事務共助の充実強化

- ①画面審査機能における審査支援及び算定ルールのチェック項目の精緻化
- ②画面審査機能により、一次審査において縦覧・横覧・突合点検のチェック項目の精緻化

③高点数レセプトの事務共助については、専門班を編成し、専任審査員の指導による事務共助体制の強化

④審査録の所見欄、文書注意及び面談の指摘事項等の把握

⑤専任審査員等の研修や審査担当職員の審査委員会立会による専門的な知識の習得

(3) 保険者レセプト点検事務の支援

①専任審査員並びに職員を講師とする研修会の開催

②専任審査員による保険者レセプト点検の指導・助言

③情報提供として、「レセプト点検ニュース」を適宜発行

(4) 研修（講習）会及び関係機関との連絡調整

①全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会、全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議

②国民健康保険近畿地方協議会国保審査委員会会長会議、近畿地区国民健康保険診療報酬審査委員連絡協議会

③国保連合会と支払基金との審査委員会連絡会

④社会保険指導者講習会（医科・歯科）

⑤診療報酬適正化連絡協議会

⑥審査の判断基準統一化連絡協議会

⑦審査担当職員研修

⑧診療報酬請求事務能力認定資格の取得

⑨審査事務共助知識力認定試験の受験

(5) 支払事務

①診療（調剤）報酬金及び柔道整復療養費の審査支払事務

②重度心身障害老人健康管理事業の給付に関する支払事務

③被用者保険併用の福祉事業（重度心身障害者（児）医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療）の審査支払事務

④京都市各種健診事業の審査支払事務

⑤指定公費負担医療費の審査支払事務

⑥出産育児一時金等直接支払制度の支払事務

⑦各種予防接種に関する審査支払事務

6. 国保事業安定化の推進

(1) 保険者支援

国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、保険者の共同体として、京都府並びに保険者等との連携を密にし、保険者支援に取り組みます。また、国保を取り巻く諸問題について研究・協議する各種研修会等を開催します。

①保健事業支援・評価委員会の開催

②国民健康保険事業運営研修会の開催

③市町村国保運営協議会会長連絡会の開催

④国民健康保険事務担当者、初任者研修会の開催

⑤国保料（税）適正算定マニュアルの活用推進

⑥国保料（税）収納率向上アドバイザーの派遣及び研修会の開催

⑦府内各地区協議会等への参画と事業経費の助成

⑧平成 27 年度全国市町村国保主管課長研究協議会（国保中央会主催）への参加及び助成

⑨高額療養費支払資金貸付事業

⑩診療報酬参考図書等及び保険者業務に必要な物資の斡旋

⑪国保診療施設協議会の運営支援

⑫京都府医療保険者協議会の運営支援

(2) 国保医療費適正化推進

国保レセプトデータを有効活用し、医療費適正化対策事業の推進を図ります。

①疾病分類統計・重複多受診者一覧表等の各種帳票提供

②退職被保険者等に係る適用適正化の帳票提供

- ③特定保険者の医療費分析
- ④医療費通知の作成
- ⑤第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務の受託及び担当者研修会や保険者訪問の実施
- ⑥後発（ジェネリック）医薬品普及に向けた差額通知の作成及び情報の提供
- ⑦保険者レセプト二次点検の実施
- ⑧被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の受託

(3) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

保険財政共同安定化事業については、平成 27 年度よりすべての医療費を対象として、円滑な事業実施に努めます。

- ①保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業委員会の開催
- ②拠出金・交付金の算定及び円滑な事業運営
- ③超高額医療費共同事業（国保中央会委託）の実施

(4) 保険者事務共同電算処理事業

国保事業の安定化、医療費適正化対策及び保険者事務軽減に資するため、新規事業の開発等、保険者事務共同電算処理委員会で検討します。

また、医療制度改革等への適切な対応、各種出力帳票の見直しとペーパーレス化及び迅速な医療情報の提供を行います。

- ①国保総合システムによる共同処理の充実
- ②高額療養費算定業務に係る帳票の作成
- ③高額医療・高額介護合算制度に係る帳票の作成
- ④子育て支援医療費助成事業算定業務に係る帳票の作成
- ⑤保険料（税）の年金からの特別徴収における経由機関の円滑な運営
- ⑥保険者事務共同電算処理委員会の開催

7. 後期高齢者医療制度関係業務

診療(調剤)報酬及び柔道整復療養費等の審査支払業務をはじめとした受託業務については、後期高齢者医療広域連合と協議を行い、後期高齢者医療審査支払システムを通じて円滑な運営に努めます。

- (1) 後期高齢者医療審査支払業務
- (2) 後期高齢者医療（柔道整復療養費分）の資格確認等の業務
- (3) 第三者行為損害賠償求償事務
- (4) 後発（ジェネリック）医薬品普及促進に向けた差額通知の作成
- (5) レセプト二次点検業務

8. 介護保険事業の推進

介護保険における審査支払業務及び共同処理業務の円滑な運営に努め、介護給付適正化支援業務の強化を図ります。

また、介護サービス苦情処理業務は、サービス利用者等の相談・苦情について関係機関と連携し、早期に改善、介護サービスの質の向上を図ります。

- (1) 介護給付費の審査支払業務及び保険者事務共同処理業務
- (2) 介護サービスの苦情処理業務
- (3) 第三者行為損害賠償求償事務
- (4) 介護給付費審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会の開催
- (5) 介護給付適正化支援業務
- (6) 介護給付適正化保険者研修会、介護保険新任担当者研修会の開催
- (7) 「介護保険業務概況」「介護サービス苦情相談事例集」の作成
- (8) 苦情処理担当者研修会及び「健康介護まちかど相談薬局」に係る研修会の開催
- (9) 介護事業者通報システムによる情報提供

9. 障害者総合支援事業の推進

障害者総合支援給付費支払等システムによる支払事務の円滑な運営に努めます。

- (1) 障害者総合支援給付費支払事務
- (2) 障害者総合支援新任担当者研修会の開催
- (3) 「障害者総合支援業務概況」の作成

10. 健全な財政運営の推進

- (1) 監査法人による外部監査の実施
- (2) 内部自主検査（年2回）
- (3) 財政の透明性を高めるための複式簿記による財務諸表の作成

11. 調査研究・統計・広報・研修などの充実

- (1) 保険料（税）収納率向上と特定健診の受診率向上のための啓発宣伝及びポスター等の作成・配布
- (2) 本会ホームページによる国保連合会情報の提供（機関誌「京都の国保」含む。）
- (3) 「国保連ガイド」「審査支払業務概況」の作成
- (4) 「国保情報」の提供及び「国保新聞」「国民健康保険の実態」の無償配布
- (5) 「グラフで見る京都の国保」「疾病分類別統計」の作成
- (6) 「京都府内保険者医療費マップ」の作成
- (7) 国保データシステム（KDB）利活用マニュアルの作成
- (8) 医療費分析利活用マニュアルの作成
- (9) 職員の資質の向上と事務・事業の効率化を図るため職員研修を推進
- (10) 国保中央会並びに国保近畿地方協議会との協議及び連携
- (11) 情報セキュリティ・個人情報認定に向けた調査・研究